

『広橋兼胤公武御用日記』から見る 公啓法親王の相続事情

——宮門跡秩序に同調する輪王寺宮——

Analysis of the “Hirohashi Kanetane Koubu Goyo Nikki”
The Inheritance Situation of Prince Koukeiho of the Rinnojinomiya:
The Rinnojinomiya in sync with the Miya-monzeki

松本 大輝

キーワード：輪王寺宮，公啓法親王，公遵法親王，附弟，宮門跡秩序

This paper analyzes the “Hirohashi Kanetane Koubu Goyo Nikki” (hereafter “Kanetane Ki”) inheritance process concerning Rinnojinomiya and the Miya-monzeki in Kamigata and compares the two to clarify the changes that Rinnojinomiya underwent in the mid-Edo period.

Rinnojinomiya was established in the early Edo period and is characterized by the Edo shogunate’s central role in establishing Rinnojinomiya. In contrast, Miya-monzeki sites generally have a strong relationship with the imperial court. Therefore, in the early Edo period, Rinnojinomiya appears superior to other Miya-monzeki sites.

However, by the mid-Edo period, as discussed in the “Kanetane Ki”, the succession process had shifted from the Prince of the emperor’s family to the Prince of the imperial family, as in the case of the imperial family in the Kamigata region, indicating that Rinnojinomiya complied with the existing order of Miya-monzeki.

In addition, Chioninomiya, who was also involved with the Edo shogunate, became a son of the Tokugawa family and was treated by the imperial court as an independent entity from the existing imperial prince-at-arms order. In contrast, Rinnojinomiya received some consideration from the imperial court and was treated as the existing imperial prince-at-arms order. However, Rinnojinomiya was an independent entity.

Thus, the “Kanetane Ki” shows how the Rinnojinomiya was adapted into the existing Miya-monzeki order. Although Rinnojinomiya continued to exist as the head of Nikko Mountain for 200 years during the Edo period, no comprehensive study has yet been conducted. Therefore, continuing to enhance the basic research on Rinnojinomiya through such activities is essential.

目次

はじめに

第一章 『兼胤記』における時代背景について

第二章 比較からみる輪王寺宮

第一節 附弟の選定

第二節 江戸幕府と密接な知恩院宮

第三章 輪王寺宮の動向

第四章 輪王寺宮の特徴

おわりに

注

参考文献

はじめに

明暦元年（一六六五）十一月二十六日、江戸時代の宗教上のトップとして宮門跡である輪王寺宮が成立した。宮門跡は、皇族を貫主として迎える事から、本来は朝廷との関係が中心となるが、輪王寺宮は、徳川家を祀るといふ目的から江戸幕府との関係が中心になる

という特徴を持っている。そして先行研究においては、宗教権力に関する分析を行う上で、この特徴が用いられている。

しかしながら、こういった先行研究上の分析においては、いくつかの課題が存在している。一つ目は、輪王寺宮が明暦元年の成立以降、公現法親王が還俗する明治三年（一八七〇）迄の間、存続し続けているにも関わらず、その分析が初代輪王寺宮である守澄法親王の時代が中心となっている点である^(一)。これは輪王寺宮研究が江戸時代における宗教行政研究の一環として行われ、江戸時代初期の宗教行政を担当した天海僧正に関する研究の一環として守澄法親王が扱われている他、輪王寺宮そのものに関する研究史料が乏しい事^(二)が考慮される。近年では戊辰戦争において奥羽越列藩同盟の盟主を務めた公現法親王に対する注目や^(三)、史料として『浅草寺日記』の翻刻が進み、輪王寺宮を中心とした浅草寺秩序に関する研究が行われ^(四)、輪王寺宮に関する研究が広がりつつあるが、まだまだ研究としては不十分な段階に置かれている。

また、二つ目としては他の宮門跡との比較による検

討が、宗教権力上での比較に留まっている点である。

これは輪王寺宮がいかに江戸時代において宗教上のトップとして機能したかを分析するために、他の宮門跡と比較されるためである^(五)。しかし輪王寺宮そのものを分析していく場合、より様々な観点から輪王寺宮と他の宮門跡を比較して分析していく必要がある、輪王寺宮と他の宮門跡との相違性を明らかにする事で、当時における輪王寺宮のより正確な姿を導き出す事が可能となる。

以上の先行研究での課題を踏まえた上で、本稿では、『広橋兼胤公武御用日記』（以下『兼胤記』）を通して当時の宮門跡事情を把握し、輪王寺宮に対する分析を試みる。『兼胤記』とは、寛延三年（一七五〇）から安永五年（一七七六）まで武家伝奏役を勤めた廣橋兼胤の役務日記であり、その任期の長さから、数ある武家伝奏日記の中でも膨大な量を誇り、纏まった内容が現代にまで伝存している特徴を持った史料である^(六)。また『兼胤記』は内容においても、朝廷内の政治から、所司代を通じての江戸幕府とのやり取りの他、各種重大事件に対する対応、各宮門跡の相続事情など、その内容

は多岐に渡っている。

輪王寺宮に関連する記録は、複数の史料に渡って、疎らに残されている事が多く、一つの史料に纏まって残っている『兼胤記』は輪王寺宮にとつて貴重な史料となっている。また、輪王寺宮と他の宮門跡を比較するためには、京の朝廷を中心とした上方宮門跡の体系を明らかにする必要がある、この点においても『兼胤記』は相応しい史料となっている。この他にも『兼胤記』が扱う寛延三年から安永五年という時代は、輪王寺宮を含めた様々な宮門跡において皇子不足を理由とした附弟（後継者）の選定に関する問題が顕在化する時代であり、『兼胤記』においても各宮門跡の附弟事情に触れている。このように『兼胤記』は、同一の史料上にて輪王寺宮と上方宮門跡の双方について幅広く触れており、その上で附弟の選定という共通の課題に対する各々の宮門跡の対応の比較が可能な史料となっている。まさに『兼胤記』は、各宮門跡との比較を通して輪王寺宮を分析するのに最適な史料なのである^(七)。

なお『兼胤記』は前述した通りその内容が膨大である事から、本稿では宝暦五年までの内容を中心に扱う

点には留意されたい。またこれ以降の史料の引用に際して史料名が記されていないものは全て『兼胤記』からの引用であり、史料引用中の（ ）内は、すべて引用者による。

第一章 『兼胤記』における時代背景について

本章ではまず『兼胤記』における、輪王寺宮を中心とした当時の世相について概観したい。前章で述べた通り、『兼胤記』は寛延三年（一七五〇）の六月からその記録が残されているが、寛延三年というのは輪王寺宮にとって一つの転機であった。それは、同年十月に第五代輪王寺宮の公啓法親王が、公啓法親王を附弟として定め、それまで天皇家から選ばれていた輪王寺宮が初めて親王家から選ばれるようになったのである。公啓法親王が附弟に選ばれた事に関する考察については、拙稿「公啓法親王からみる輪王寺宮の基礎研究」⁽⁴⁾にて取り上げたため、要点のみに触れると次の通りである。

(室山前記)
同卿被示、尹宮(貞仁親王)より伝言云、輪王寺宮御附弟曼殊院宮(公啓法親王)被定度之由自輪門平宮へ御望御内談候、未被及返答彼是思慮之間、自輪門被登使者竹門(公啓法親王)江直二被仰入候、近々表向願可出候間、心得二御物語被成被置由也、同役江示伝

〔東京大学史料編纂所 編 一九九〇年

一八～一九〕

これは寛延三年（一七五〇）七月五日条の記述であり、第七代輪王寺宮である公遵法親王が、曼殊院宮である公啓法親王をその附弟と定めた旨を示したものである。公啓法親王は閑院宮家出身の皇子であり、既に曼殊院宮の跡を継ぐ事を定められていたにも関わらず、輪王寺宮の附弟にしたいとの希望が公遵法親王から出されたのである。そのため公啓法親王を輪王寺宮の附弟に定めてしまった場合、曼殊院宮が宮門跡のいない無住の門跡寺院になってしまう問題などを抱えていたが、この後、公啓法親王が輪王寺宮となる一方で曼殊院宮も預かる事が確認された。この後、紆余曲折がありながらも、寛延三年（一七五〇）十月二十六日

に勅許が出される形で無事公啓法親王が公遵法親王の附弟として認められている。そして公啓法親王が附弟に定められた後には関東の方へと下向し、宝暦二年（一七五二）に病身を理由に公遵法親王が隠居する形で公啓法親王へとその地位が譲られている。

輪王寺宮というのは代々天皇家から選出されており、なぜ閑院宮家出身である公啓法親王が曼殊院宮から移住させてまで選ばれたのか疑問が残る。これは深刻な皇子不足が宮門跡全体で問題となっており^九、輪王寺宮においても、公啓法親王を移住させなければ輪王寺宮を維持できない状況下に置かれていた事が考察される。また公啓法親王の出身である閑院宮家は、その由来から江戸幕府との関係が深く^{一〇}、天皇家から皇子を選出しないで済む朝廷と、特に密接な関係を持つ親王家から輪王寺宮を選出できる江戸幕府との利害関係が一致する人物として公啓法親王が附弟として選ばれたのであろう。

ここまで輪王寺宮に関して言及してきたが、朝廷においても寛延三年というのは重大な年となっている。同年四月に桜町上皇が崩御し、桜町上皇の院政から桃

園天皇の治世へ移行したためである。桃園天皇は寛保元年（一七四一）の生まれであり、未だ十歳に満たない程の幼年であった。そのため、朝廷内の政務に関しては摂政である一条道香が実権を握り、宝暦七年（一七五七）に辞めるまでその体制は存続した。天皇が幼年である事は宮門跡を含めた宗教関係者にも関わる問題があり、それが寛延三年九月二十四日条に記されている。

^{（一条道香）}
攝政殿被命、

（中略）

一地下輩諸司・諸大夫・坊官等官位之儀、同（院上通）
故院思食制法被定置候、兩頭江被仰渡候、其紙
面白兩頭可覽事、

一宮方附弟相續等、當今之御養子・御猶子等被相
願候人有之候共、決而難相成候、（皇子降誕之、已前之事也、）是又
故院思食ニ而有之事、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 八六〕

これは桜町上皇の遺詔として一条道香から出された

寛延三年の「官位御定」^(一)であり、(1)地下諸司・諸大夫・坊官等の官位の扱いについて藏人頭へ預けた事、(2)附弟、相続などにおける養子・猶子の要望は天皇の皇子が誕生するまで難しい事が伝えられている。また、九月二十七日条にはこれに合わせて「諸社之祠官如神官被停止之由、去廿四日、櫻町院御在世中思食二而有之候由」〔東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 八八〕と社家任官停止の事が伝えられ、輪王寺宮に關しても同日条中に「輪王寺宮諸大夫譜代之者、自從五位下可申上、取立新家之者ハ、自正六位下可申上候」〔東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 八九〕と輪王寺諸大夫の官位の規定について申し渡されている。これにより朝廷内から、宮門跡や、その支配下の者まで官位について厳しく規定される事となった。この寛延三年の「官位御定」はその厳しい官位の規定^(二)や、桜町上皇崩御後に唐突に一条道香から申し出された事もあり、朝廷内外からの反発を招く結果となった。最終的には寛延三年の十二月二十七日条に次のような形で取り下げられた。

^{(一) 一条道香}
一攝政殿被命、先達而諸社之祠官被停官、門跡方諸大夫被停官位、坊官被停呼名候儀、前、之通有之候様こと、關東より申來二付、可爲前、之通、今度被 仰出候、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 一八二〕
これは幕府からの進言により寛延三年の「官位御定」以前の狀態へと復旧するように一条道香が命じたものである。官位の停止は最終的に取り下げられたとはいえ、「官位御定」は朝廷内にて混乱を起こしている。このように桃園天皇が幼年であったために混沌とした時期であったと言える^(三)。

なおこの幕府からの進言に關連して、「官位御定」取り下げの前段階に輪王寺宮が關わっている点に注意しておきたい。次に見るのは寛延三年十二月一日条のものである。

一入夜依攝政御消息參 内、^{(一) 公道法親王}輪王寺准后より内、以書狀書付到來之由、被爲見之、如左、
一諸社司官被停止候事、^{(二) 徳川家重}將軍家江御内慮も無之被

仰出候故、被尋遣候處、不御心附御迷惑之段御返答ニ候由、就夫、此儀 櫻町院御在世之内被仰出、當地江御内慮被仰進候とも、年久敷社家一統任官致來候処、被停止候而者、諸國大勢社家難儀之至 二思召候間、被停止之被 仰出者被差止候様ニ可被仰進 大樹思召ニ候、然處此度御内慮も無之被 仰出相濟候事、御取計不被行届如何ニ思召候旨承之候、何れニも社家任官之事、前、之通可被成との内、沙汰ニ候、

一 諸門跡坊官位階を稱候事・諸大夫官位被止候事、个様之儀 御内慮不被仰進相濟來候事ニ候とも、今度者有來候を被改被差止候事ニ候得者、當地江御内慮可有之儀 思召候旨承之候、

右兩條、表立被仰遣候者、早、奏聞被有之、如元被仰出候様、御取計可被成候、御取計之品ニよりては如何之沙汰ニ候、 櫻町院御在世之内者内、御治定之事たりとも、當地江御内慮有之、思召ニ被任候御事与沙汰ニ候、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 一五四〕

これは公遵法親王から兼胤へ送られた書状である。寛延三年の「官位御定」において、任官の停止を差し止めるように求める徳川家重の意向を公遵法親王が伝えたものであり、公遵法親王自身も以前の状態に戻すように勧めている。

この公遵法親王の書状は一条道香を当惑させ、「官位御定」を取り下げさせるきっかけの一つとなったが、朝幕間において輪王寺宮が緩衝役として機能していた事例と考えられる。

第二章 比較からみる輪王寺宮

第一節 附弟の選定

寛延三年（一七五〇）に公啓法親王が輪王寺宮に選出された事は既に述べたが、これに前後して宮門跡の附弟が選出された事例が存在する。それが寛延三年の圓照寺宮と宝曆二年（一七五二）の梶井宮・青蓮院宮・聖護院宮・林丘寺宮である。輪王寺宮が江戸幕府の影響を強く受けるのに対して、これらの宮門跡は皇族との関係を重要視した所謂一般的な宮門跡となつて

いる。そこで本節ではそれぞれの宮門跡の附弟の選出過程を取り上げ、輪王寺宮との比較を試みたい。

『兼胤記』において最初に附弟の話が出てくるのは圓照寺宮である。圓照寺とは後水尾天皇の第一皇女である文智女王を祖とした宮門跡（比丘尼御所）であり、圓照寺宮の附弟の要望に関しては寛延三年六月十五日条に次のように記されている。

六月十五日隆英卿被申趣、

中務卿宮姫宮（職仁親王）
（文智女王）

嵩宮五才

仙洞（條町上皇）

御養子二被遊、圓照寺江御附弟二被遣候様ニ、兼、大聖寺前住宮（水尾女王）、仙洞

江御願御座候處、當三月廿三日、前住宮を被召、嵩

宮御養子二被遊、圓照寺附弟二可被遣候、秋上京之

節、表向可被 仰出候由、仙洞前住宮江仰二御坐候、

四月八日、嵩宮被召於 御前、前住宮と御引合被爲

有候事二候、右之通之 旧院（條町上皇）思召候間、禁中江被仰

進候、思召之通ニ被 仰出候様ニ被遊度、大宮思

召候事、

右、強而急候儀ハ無之候由事、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 七〇八〕

ここでは第三代圓照寺宮である永応女王が、文亨女王を附弟とした旨を故桜町上皇に伝えている。永応女王は靈元天皇の第十一皇女である一方で、文亨女王は有栖川宮職仁親王の第二皇女であり、輪王寺宮と同じく天皇家出身者から親王家出身者へと切り替わった宮門跡となっている^(四)。また文亨女王の選出理由そのものは遺されていないもの、職仁親王は靈元天皇の第十七皇子であり、血筋上近い人物が選ばれたのではないかと考えられる。

また圓照寺宮の特徴として「嵩宮被召於 御前、前住宮と御引合被爲有候事二候」と、わざわざ桜町上皇の御前で門跡とその附弟が対面している事が挙げられる。例えば輪王寺宮を比較のために挙げると、公遵法親王が公啓法親王へと「自輪門被登使者竹門（公啓法親王）江直二被仰入候」（東京大学史料編纂所 編 一九九〇年一八〇一頁）と、兼胤へと報告は入れつつもその交渉自体は公遵法親王と公啓法親王の二者間で行われている。後に取り上げる他の宮門跡の事例においても同様の事例は見られず、圓照寺独自の事例と言えるが、桜町上皇が直接的に関わった事で、桜町上皇の皇太后で

ある二条舎子も附弟実現のために積極的に関わる事となり(二五)、非常に強力な後ろ盾のもと、附弟の事が進められている。

圓照寺の次の事例として、第二代林丘寺宮元秀女王が薨去した林丘寺宮に触れていく。元秀女王が薨去した際の記録は次の宝暦二年六月七日条の通りである。

一 林丘寺宮薨去之届書、黄昏兩人持參于攝政殿申入、(元秀女王)

五日・六日、今日三度容鉢書、被指出

參 内可令言上之由被命、且依元祿二

(義山理忠)

年寶鏡寺宮・元祿十年圓照寺宮例、不及廢朝、御

愼二も不及、自今日三今日 宮中被止物音可燃被

存、此旨議奏中被沙汰候様二可申達被命、兩人參

内、附別當林丘寺宮薨之事言上、且攝政被命之趣

申入、即被言上候、自今日至九日三今日宮中被止

物音之由被 仰出候由、大理被示了、(此條相違)

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一二三〕

林丘寺宮とは後水尾天皇の第八皇女である元瑤女王を祖とした宮門跡（比丘尼御所）であり、元秀女王の薨去に際しては、先例から廢朝は行わずに三日間の宮

中鳴物停止のみ行う事が確認されている。先例として挙げている宝鏡寺宮・円照寺宮はそれぞれ比丘尼御所であり、同じ宮門跡であっても、比丘尼御所か否かでその扱いが区別されている。また廢朝に関しては宮門跡全般で三日間の廢朝が行われるのが基本であり、輪王寺宮に關しても同様である。そのため薨去時の対応は、比丘尼御所のみ個別の対応が採られている事がわかる。

元秀女王の薨去後、林丘寺宮には附弟が定められていなかった事が明らかになる。それが次の宝暦二年六月十日条である。

一 御附申、林丘寺宮附弟有之否、(讀井忠想) 讃岐守承度由申之

由也、當時附弟無之、追而可被相願之由、兩人答

遣、此趣、以書付相達了、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一二四〕

「當時附弟無之」と附弟が当時存在しなかった事が確認されている。しかし『職仁親王日記』によると元秀女王は寛延元年（一七四八）十月二十二日条に、有栖

川宮の文亨女王を附弟とした旨を職仁親王に伝えていた事が記録されている。この時は「急、難致由被申」〔吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修 二〇一八年 二二七〕と断られてしまい、結果附弟が定められないまま元秀女王は亡くなってしまったようである。元秀女王は靈元天皇の第九皇女であり、圓照寺宮の項で述べたように、文亨女王は靈元天皇の血筋に連なるため、血筋で考えれば文亨女王を附弟と考える事は妥当であるにも関わらず断られてしまったようである。その結果、閑院宮から選出される形で附弟が定められた。その時の記録が次の宝暦二年七月二十八日条である。

一 林丘寺故宮附弟閑院彈正尹宮末子（直仁親王）八千宮（八千宮）三才相續之儀願、且往、者 禁中御猶子も可 被願故宮被申置之由、附弟之事上薦始一統願存之由、家司赤尾主殿・北村右近願書并閑院宮今被指出願書、攝政殿江申入、追而可被命之由也、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一六〇〕

附弟の要望が断られるという事例は非常に珍しく、

理由を記す記録も存在しないため、具体的な内容を明らかにする事は出来ないが、有栖川宮が断った宮門跡を閑院宮が跡を継ぐ形になっており、宮門跡の附弟の決定には、附弟を差し遣わす親王家側の意向も関わっている事が考えられる。

林丘寺宮の次の宮門跡としては、林丘寺宮とほぼ同時期に附弟の交渉を行っていた聖護院宮が挙げられる。それが次の宝暦二年六月十日条である。

一 聖護院宮長病候処、快復難測二付、實相院宮（増實法親王）法流之儀二候間、爲附弟相續之儀願書并移轉之例書、攝政殿江申入、即被言上候、願之通被 仰出度 思召之由、關東江 御内慮可申達被 仰出之由被命、願書・例書被出之了、願書（例書）在御用帳、

此儀、實相院宮共内談有之哉、於同役方坊官江被尋候処、内談無之由二付、被仰出上實門被及違背候而ハ如何故、坊官江示含、園宰相を以實門御實父中務卿宮へ被申入、實門之御内存被尋試候処、勅誥之上ハ違背有間敷由被申趣也、其趣、坊官同役へ告二付、今日及披

露了、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一二四〕

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一七八～一七九〕

日、同役被沙汰之由也、

第三十四代聖護院宮である忠譽法親王が病の快復が困難であるために、実相院宮である増賞法親王をその附弟と定めて移転させたい旨を朝廷へと伝えたものである。また忠譽法親王は増賞法親王へと継がせた後にについては「當宮二ハ照高院江被隱居度由をも被願候へ共」〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一二二八〕と隠居する旨を伝えていた。

この聖護院宮の最大の特徴は、附弟を決定する過程が非常に輪王寺宮と似通っている点が挙げられる。忠譽法親王は病を理由に隠居を行おうとしているが、輪王寺宮においても同様の理由で公遵法親王から公啓法親王へと継がれている。それが次の宝暦二年八月二十八日条である。

一日（公遵法親王）光准后宮依病身、願之通去廿三日隱居、

新宮職務御相統被仰出候、准后御事随意院（公啓法親王）与唱

申之段、老中より示来之由、從讀岐守申越了、廿九

また忠譽法親王は中御門天皇の第三皇子である一方で、増賞法親王は有栖川宮職仁親王の第四皇子であり、公遵法親王と公啓法親王の関係性と同様に、天皇家から親王家へと引き継がれる形となっている（二七）。更に増賞法親王は本来実相院宮の跡を継ぐ予定の人物であり、曼殊院宮から輪王寺宮へと移転した公啓法親王と同様に、実相院宮から移転させられている。実相院宮は増賞法親王の移転後約二十六年もの間無住の宮門跡となっており、輪王寺宮の時と同様に、深刻な皇子不足のために移住させられた事例となっている。

しかしながら一方で輪王寺宮とは異なる点も存在する。それは曼殊院宮と輪王寺宮には全く関連性がなかった一方で、実相院宮と聖護院宮は、園城寺を総本山とした天台宗寺門派三門跡のうちの二つとなっており、密接な関係が存在している点である（二八）。このため輪王寺宮では曼殊院宮が無住となる事が問題視され

たのに対して、聖護院宮においては実相院宮が無住となる事そのものについては大きくは取り上げられず、あくまで宝暦二年七月十九日条にて「實門附弟之事、相應之人躰有之候ハ、可被願之由」〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一五三〕と、実相院宮に相応しい人物がいれば伝えるように確認するに留めている。聖護院宮の次に見るのは比叡山の三室^(二九)の一つである梶井宮である。梶井宮については次の宝暦二年七月八日条に記録されている。

一 梶井宮年來所勞、快氣之程も難測ニ付、有栖川中務卿^(職仁親王) 宮末子百宮^{二才}、附弟之儀、梶井・有栖川兩宮今之願書、并 主上御成長之後御養子之儀兼而被願置之由兩宮今之願書、已上四通、攝政殿江申入、先兩方方ニ可預置候、追而可被命、其節可披露之由也、
〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一四二(一四三)〕

これは聖護院宮や輪王寺宮と同様に^(三〇)、梶井宮叡仁法親王の病からの快復が見込めないために、有栖川

宮職仁親王の第九皇子である百宮(常仁法親王)を附弟とした旨が梶井宮及び有栖川宮の両方から伝えられている。また、百宮はいまだ時の天皇の養子に定められていなかったため、合わせて桃園天皇の成長後に養子と定める事が要望されている。

こうして附弟を願い出された梶井宮であったが、百宮が梶井宮の附弟となる事が認められた事が宝暦二年八月十六日条に記されている。

一 於同役亭、予立合、召寄有栖川宮諸大夫中川壹岐守・梶井宮坊官山本民下卿兩人、列坐申渡、百宮附弟相續之儀御願之通被 仰出之由、且御養子之儀被願置候へ共、是ハ當時難被及御着候、御成長之後更御願可有之段申渡、兩使承伏、宮江可申達之由也、
於次問、御養子之願書、以雜掌返却了、
〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一七一〕

ここでは附弟について「附弟相續之儀御願之通被仰出之由」と特に問題もなく百宮が梶井宮の附弟に定

められているが、一方で桃園天皇の養子とする事を事前に約束する事については認められず、願書そのものを返却する事態となっている。これは第一章にて触れた寛延三年の「官位御定」に則った判断になっているものの、融通の利かない判断であったと言える。そのため有栖川宮と梶井宮はこの養子に関する決定に反発し、宝暦二年八月二十四日条に三度目の養子の願書を兼胤へ提出する事となった。それが次の通りである。

一有栖川宮・梶井宮今百宮御養子之儀被願置之旨先達而被指出候書付、被留置候様二との願書、攝政殿申入、及三度候儀、乍然攝政殿御披見二而ハ留置候様ニ共難被命候間、攝政殿江ハ不申入分二而、兩人心得二而役所ニ可留置之由被命了、仍兩人相談、兩宮之願書二通長送り之箱二入置、兩宮江ハ有無之返答不申入、右之通取計了、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一七七〕

兼胤は、この願書を攝政の一条道香に見せてしまつては再度願書を返却しなければならなくなるため、願

書に関しては武家伝奏の預かりにする形で受け取っている事が記されている。これは第一章でも述べたように、桃園天皇が幼年であるために発生した混沌とした事例の一つであり、兼胤が氣を回す事で悪化する前に治めている。

またこの事例は、宮門跡を決定するにあたっては養子（もしくは猶子）である事が重要なのかを示している。深刻な皇子不足から親王家出身者が宮門跡となる事自体は既に一般化した時代となつてはいるが、それは時の天皇の養子（もしくは猶子）という形で担保する事で、宮門跡の格を下げる事なく維持しているのである。

宮門跡の格に対する意識は、次に取り扱う青蓮院宮においても重要な問題となつている。青蓮院宮は宝暦二年七月十九日条に「青蓮院宮御所勞自昨夜急變有之」〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一五一〕と、先代の尊英法親王が唐突に亡くなった事がきっかけとなり、附弟の問題について同日条中に次のように議論されている。

一青蓮院宮より被示、當春以来所勞之処、此節被及難澁候、因茲附弟之儀被願度候へ共、不被片付人鉢無之候間、以格別之 思召早速御用ニ被相立候人鉢被 仰出候様ニ被願 存之由、口上覺坊宮大谷治下御持來、兩人參攝政殿御亭、右之願書入御覽、命云、被成御承知候、三室ハ格別之儀故、無住ニ而被指置間敷候、相應之附弟相續有之候様ニ可被成御取計候段可申達候、此願重事ニ候、使者口上覺ニ而ハ如何ニ候、青蓮院宮勅願書兩人宛ニ被書改被指出候様ニ可申達同被命、且先此趣、參 女院御所言上、附弟之儀外二人鉢も無之候間、一乘院相續之喜久宮御取かへし青蓮院宮附弟相續候様ニ、關東江御内慮被 仰遣候様可被取計候間、〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一五三〕

附弟に關しても意識的に管理されている事が明言されているのである。また、青蓮院宮となる人物に關しても「相應之附弟相續有之候様ニ可被成御取計候段可申達候」と、相應の格式がある人物である事が求められており、既に一乘院宮を相続する予定であつた尊真法親王を「御取かへし」して青蓮院宮を相続させようとしている。なお一乘院宮から青蓮院宮への移転をわざわざ「御取かへし」と表現しているのも興味深い点である。例えば聖護院宮においては実相院から聖護院への「移轉」と記述されており、ここにおいても青蓮院宮がどれだけ格別な扱いをされているかが分かる。また尊真法親王は伏見宮の皇子であるが、故桜町上皇の養子であり、梶井宮における養子の問題を踏まえるならば、格式上問題のない人物である事が伺い知れる。しかしながらこの宮門跡の格式の問題は、移転先の青蓮院宮よりも、移転元である一条院宮の方で問題になつたようである。宝曆二年七月二十三日に一条院の坊官達から「何とそ其御沙汰ニ不及候様ニ願存之由」〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一五六〕と尊真法親王の青蓮院宮への移転に反対する願書が提出さ

れたのである。この願書は受理されずに差し返される事となったが、その後一乘院宮の候補者を提案する形での懐柔を試みていた。それが次の宝暦二年八月十三日条の記述である。

儀違背有間敷之趣也、
兩人詣攝政殿、申入右之趣也、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年

一六八～一六九〕

一 攝政殿被命、今日 女院江被召大典侍、一乘院相

續之事前住宮被相願候、無據儀与被思召候間、

中務卿宮末子季宮・式（有栖川宮家仁親王）下卿宮末子良宮右兩宮之中

相續相願候様、攝政殿御取計候様ニ被 仰出候、

同役參有栖川宮季宮相續被 仰出候者可被申御請

哉可尋合、予參京極宮、良宮相續候者御請可被申

哉可尋之由被命、兩人兩宮江行向、

中務卿宮御請ニ云、

忝存候、乍然式下・兵下兩宮之世話ニ而、

勢州高田專修寺附弟内約候間、相願候儀ハ

難被致候、上より推而被 仰下候ハ、

御請可被申之由也、

式下卿宮御請ニ云、

畏被承候、乍然良宮病身ニ候間、何とそ御

斷被申度候、推而被 仰下候ハ、君臣之

ここでは一条院宮の候補者として、有栖川宮の季宮

と京極宮の良宮（尊映親王）の二名がその候補者とし

て提案されている。なお有栖川宮については専修寺と

の附弟の内約が、京極宮については病を理由に一条院

宮附弟は難しいとしつつも、勅詔ならば提案を受け入

れる事が確認されている。ここから宮門跡については

各親王家が各々の判断で附弟について決定する一方で、

親王家の事情よりも朝廷（天皇）の意向が優先される

ようである。

この一乘院宮に関する提案を受けて、最終的に一乘

院配下が出した結論が次の宝暦二年八月二十日条の願

書である。

一喜久宮御取返ニ付、一乘院門室相續之儀暫も無住

難成寺柄ニ候間、近年ニも得度可相成官方相續被

仰付候様ニ相願之由、同學惣代靈鷲院・門下惣代持寶院惠海院淳勝・坊官内侍原法眼二条法眼・家司前田主水連印願書一通、同文官府衆徒等願書一通、別紙、良宮御相續之儀願之事、喜久宮御格式御同様願存之事、得度之後二而も 御養生親王宣下被 仰出候儀相成哉之事、以上三个条、同學・門下・坊官・家司連院願相添、攝政殿申入了、〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一七二〕

ここでは御取かへしに際して一乘院を無住とする事は避けたく、すぐに得度出来る人物が求められている。また、一乘院宮には京極宮の良宮を希望した上で、元々一乘院宮になる予定であった尊真法親王と同格の扱いを求めている点は注目される。たとえ皇子が不足しているような時代であっても、格式を保つ事を要求しており、配下にとつては宮門跡の有無そのものよりも、寺格を維持する事が重要な問題となっていたのである。

これ以降は、一乘院宮配下からの願書を理由に良宮が一乘院宮に定められる事となったが、一方で摂政の

一条道香が「良宮相續之儀、思召を以被 仰出義、同學已下今依願御沙汰有之詛ニ而無之間」〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一七四〕と、一乘院宮配下の願書ではなく、あくまで天皇の思召のもと一乘院宮を決定する旨を伝え、願書については一乘院宮配下へと返却されている。この結果、翌日宝暦二年八月二十二日条には「一乘院相統之事、彼門下至衆徒可及騷動之処」〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一七五〕と一乘院宮配下に騷動を招き、「於寺格是迄之通下被 仰出候様仕度候」〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一七五〕と、寺格がこれまでとは変わらない事を明言する事でこの騷動を治めている。この一連の騷動においても、寺格の維持がいかに重要事項であったか見て取れる。またこの騷動は、聖護院宮の時と同様に、一条道香が我を通したために起こった騷動であり、いかに不安定な時期であったかを指し示す事例となっている。

ここまで宮門跡における附弟の選出について見て来たが、親王家出身者による相続が一般的となってきた宮門跡社会における附弟の選出の過程やその基準が明

らかに言ったと言えるだろう。附弟選出の過程においては、(1)同じ宮門跡であっても比叡山三室など一定の寺格を持つものが優先され、(2)(1)の宮門跡においては朝廷（摂政）が中心となり、移転させてでも無住にならないように附弟を定め、(3)(1)以外の宮門跡においては親王家と門跡間で交渉する形で決定されている。

また附弟の基準においては i 天皇家との血筋の近い者、ii 既に天皇の養子に定められている者、iii 先代とその格が変わらない者がそれぞれの宮門跡や親王家の皇子の状況に合わせて選出されている。

これらの基準は輪王寺宮においても同様のものとなっている。(1)輪王寺宮は東叡山宮門跡として一定の寺格を有する宮門跡であり、(2)江戸幕府が中心となるものの、曼殊院門跡から移転させてでも無住になる事を避け、i 公啓法親王は東山天皇の孫にあたり、ii 中御門天皇の養子にもなっており、iii 中御門天皇皇子である先代の公啓法親王から格がそこまで下がない人物として公啓法親王が選ばれているのである。

この事から輪王寺宮は江戸幕府が大きく関わる宮門跡でありながら、その附弟の選出においては既存の宮

門跡社会に同調した宮門跡と言えるだろう。

第二節 江戸幕府と密接な知恩院宮

前節では朝廷を中心とした宮門跡について扱ってきたが、『兼胤記』においては、輪王寺宮について考える上で重要な宮門跡が存在する。それが知恩院宮である。知恩院宮とは『華頂誌要』によると、徳川家康が後陽成天皇に奏請する事で成立した宮門跡である。その成立経緯から知恩院宮は京都にある宮門跡でありながら、江戸幕府との関係が深く、代々徳川將軍の猶子に定められている点に大きな特徴を持っている。

『兼胤記』においても知恩院宮が徳川將軍の猶子となる過程が記録されており、それが次の宝暦二年十月一日条である。

一同被示、（尊徳法親王）富貴宮關東之御猶子之儀、坊官・家司相願度候由申之由、仍内談之由、例書被附之、尚加了簡可及返答之由示了、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年

二〇二一～二〇三二〕

ここにおいては尊峰法親王（富貴宮）が徳川家重の猶子となりたい考えを朝廷に初めて伝えたものとなっている。この猶子を願った件について宝暦三年五月六日条にて「御猶子御領掌被遊之由申述」〔東京大学史料編纂所 編 一九九七年 五九〕と了承されている。輪王寺宮の公啓法親王は宗教行政に関わる一方で徳川家重との直接的な関係は存在せず、一方で知恩院宮の尊峰法親王は宗教行政には基本的に関わらない一方で徳川家重との直接的な関係を結んでおり、非常に対照的な宮門跡となっているのである。

また知恩院宮と輪王寺宮は、朝廷内における扱いについて大きく事なる点が存在する。それが次の宝暦四年二月十八日条である。

一 富貴宮親王宣下・御入寺・御得度之事、御所表江可被成御願之由、坊官届出候、此儀今度ハ、院御所不被爲成候故、先例者御願ニ不及候へ共、今度ハ御願被成候由申候、然ハ關東之御猶子ニ而候間、先關東之 御内意被窺、其後御所表江御願有之候様ニ致度候間、關東江之御窺先被指出候様可取計

哉之由也、尤ニ存候間、其通可取計之由答了、
〔東京大学史料編纂所 編 一九九七年 一一九〕

尊峰法親王から親王宣下・入寺・得度の要望が出されるのだが、「然ハ關東之御猶子ニ而候間」と徳川家重の猶子である事から、江戸幕府の方で確認するように求めているのである。輪王寺宮においては、例えば公遵法親王が公啓法親王を附弟と定めた際に、公啓法親王で問題ないか朝廷内（天皇）に内々で確認した後に老中を通じて附弟の願書を正式にするように求めている。これは輪王寺宮が朝廷における宮門跡秩序の中にあるのに対して、知恩院宮は独立した存在として認識されていると考えられる。

このように知恩院宮は、輪王寺宮と同様に、江戸幕府と深い関係性を持つ宮門跡でありながら、朝廷における認識は大きく異なる宮門跡となっているのである。

第三章 輪王寺宮の動向

ここまでは『兼胤記』における宮門跡の記録を比較

する事で輪王寺宮に関して考察してきたが、本章では輪王寺宮そのものに関する記述を通して、輪王寺宮と朝廷との関係性を考察していく。

宝暦二年十一月に朝廷において事件が発生した。それが次の宝暦二年十一月十二日条である。

一 攝政殿被仰、先日兩人・議奏衆申合申入、於番所不法之行跡有之人躰、且其段讀岐守江申達哉之事、讀岐守江御尋之処、一往二而ハ不申及再三候処、申云、不行跡之人躰ハ何分難申候、關東江洩候ハ清水谷宰相中将二而、随公達自意院法親王宮江申入、堀田相模守江通達有之候様二相聞へ候、又去方よりハ如此儀關東江漏達如何敷事二候、自今物事不洩様二と申來方も有之由、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年

一二一九—一二三〇〕

これは朝廷の警備について発生した不祥事について、関東へ密告した者がいる事を問題視したものである。

この事を所司代に確認をした所、不祥事を漏らしたの

は清水谷家季であり、家季が輪王寺宮の公遵法親王に漏らした事で、公遵法親王から堀田相模守を通じて江戸幕府へ伝えられていた。朝廷内ではこの家季の罪を重く受け止め、宝暦二年十一月十七日条に家季の量刑について話し合う様子が記録されている。

一 攝政殿被命、一昨十五日兩人・議奏衆申入清水谷事、被成御思慮之処、先依有 思召被除近習、蟄居被 仰付可然候、尤息侍従も可致遠慮候段御沙汰可然候、其上右申渡相濟 之後、兩人行向于讀岐守役宅、右被 仰出候段申達、思召之子細ハ、常、浮言乱説等有之不届二被 思召二付、右之通被 仰付候、清水谷右之行跡二候へハ、随自意院宮ハ近キ由緒も有之候間、如何様之儀可申達哉難知之間、關東二も其御心得可有之、勿論讀岐守二も此旨可致覺悟候、無筋事取上ハ有間敷二候へ共、爲心得可申達置之由、攝政殿被命之由可申達候

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一二三三〕

ここでは清水谷家へ謹慎処分である蟄居の儀を課す

事が確認されるが、同時に懸念事項についても話し合っている。その内容は、浮言な言説を行ったのは家季でありながら、公遵法親王を通じて漏れ出ている事から、清水谷家に罪を課す事で、公遵法親王にも問題があったように江戸幕府に受け取られては困るというものである。この事は宝暦二年十一月二十四日条にも記されている。

一 攝政殿被仰、今日讃岐守參于被御亭二付、清水谷事被仰談候処、自讃岐守急度只今申達候事ハ難仕候、随意院宮被仰候事、浮言^与申様ニ相成候而ハ、差支候事も有之間、追而此儀ハ遂吟味、無指障時節指人躰兩人迄可申候、先 禁中よりの輕キ御咎可然候、兩人を以自今從随意院宮被申入候儀、清水谷浮言を被承知被申候共無取敢様こと年寄共江被 仰遣候儀、兩人を以御達程之儀ハ不苦候由申二付、被止蟄居之儀、近習を被除はかり今日可有御沙汰之間、召寄、依有 思召被除近習之段可申渡之由、兩人・議奏衆一統二被命了、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一三三八〕

ここでは公遵法親王に罪があるように思われては困るため、家季の浮言を取り上げないように江戸幕府の方へ伝えた上で、蟄居の儀を取り止め、家季を近習から取り除く形で解決されている。この記述は、朝廷が輪王寺宮に対して配慮していた事を示す事例となっている。

『兼胤記』にはこのように輪王寺宮に配慮した記録がしばしば見られ、宝暦三年五月二十五日条の記録でも輪王寺宮に対する配慮がなされている。

一 讃岐守云、以越中守内、申越云、閑院宮御所勞、若万一之異變有之候共、今廿五日ハ日光御宮上棟、廿七日ハ正遷宮、廿八日ハ供養二候間、夫過候而沙汰有之様致度候、讃岐守迄も不申達候様致度候、輪王寺宮二指支有之間、内、二而此段取計候様、年寄共之中今申越二付、内、相達候由也、答承知之了、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九七年 九〇〕

これは閑院宮の直仁親王が薨去した際の記事である。

直仁親王は公啓法親王の父親にあたり、日光では正遷宮の儀式が行われている事から、儀式中の公啓法親王に父親が薨去した事を伝える事でもなにか差し支える事があつては困るため、後日に直仁の薨去を公表する事が確認されている。

『兼胤記』における輪王寺宮に関する興味深い記録としては、公遵法親王が病氣となつた際の記述も挙げられる。それは次の宝暦四年八月五日条である。

一 輪門寺宮令旨、去月十一日今随自意院宮日光中禪寺温泉入湯候処、多濕ニ被感中痢疾ニ而度數も相増不食疲ニ付、武邊江被申立、醫師多紀安元被爲見候、當時容躰無心元儀ニ者無之候得共、右之段被申上之由也、攝政殿江申入之処、附議奏可言上之由被命、尤御尋等ニハ及間敷由被仰了、
〔東京大学史料編纂所 編 一九九九年 二一八〕

ここでは公遵法親王が温泉に入った際にその体調を崩して容態を悪化させた旨が報告されている。この記録の興味深い点は、なにより輪王寺宮の体調不良につ

いてわざわざ伝えられている事であろう。この時公啓法親王は既に附弟に定められているため、公遵法親王が体調を崩したとしてもそこまで緊急性はなく、また、死の淵に瀕するような状態でもないにも関わらず病気に ついて報告されているのである。公遵法親王にはこの後体調は改善され、宝暦四年十二月二日条に次のように快復の御礼を贈っている。

一 随自意院宮病氣快復ニ付、此段被言上度由、輪門令旨、附別當言上、返礼ニ御悦可申遣哉之由申入、
〔東京大学史料編纂所 編 一九九九年 一五三〕

『兼胤記』の宮門跡において、危急でない体調の悪化について報告されている事例は非常に珍しく、またその後の快復の御礼まで記録されているのはより珍しい記述となっている^(三)。そのような記録がわざわざ残されているという事は、輪王寺宮と朝廷の関係性がいかに近いものであったかを示しているのである。

第四章 輪王寺宮の特徴

ここまで『兼胤記』を通して輪王寺宮について見て来たが、そこから江戸時代中頃における輪王寺宮の特徴について挙げておきたい。

第一の特徴としては、輪王寺宮が既存の宮門跡秩序の中に当て嵌められている事が挙げられる。その成立から、輪王寺宮が江戸幕府との関係性が深い宮門跡である事は最初に述べた通りであるが、一方で輪王寺宮が朝廷を中心とした宮門跡秩序から大きく逸脱した様子は見られない。特に附弟の決定においては、輪王寺宮は曼殊院宮から無理矢理移転をさせて引き継がせているように見えるが、当時の宮門跡において移転という方法は、無住を避けるために一般的に行われていた方法となっている。このように『兼胤記』における輪王寺宮は、朝廷を中心とした宮門跡秩序に同調した様子が見られる。

第二の特徴は、輪王寺宮と朝廷との関係性の近さが挙げられる。清水谷家季の事例などからも分かるよう

に、朝廷が輪王寺宮について一定の配慮をする様子が見られるためである。また本論文では扱わなかったが、そもそも朝廷は毎年三月ごろに、江戸幕府への年頭祝儀に合わせて、輪王寺宮に対しても年頭祝儀を行っており、毎年一回は必ず輪王寺宮を意識する機会がある。また、日光山のトップとして宗教行政にも輪王寺宮はしばしば登場するため、他の宮門跡に比べて意識する機会が多い事も朝廷と輪王寺宮の関係性の近さに貢献しているであろう。

このように江戸時代中頃の輪王寺宮は、宗教上のトップとしての色が濃く、妙法院宮など他の宮門跡の反発を招いていた初代守澄法親王の時代に比べて、より朝廷を中心とした宮門跡秩序に同調した存在へと変化している。

ただしここで注意しなければならないのは、いくら朝廷との関係性を深めていたとしても、必ずしも他の宮門跡と同様の扱いを受けていたわけではない事である。例えば公啓法親王は、輪王寺宮附弟となる際に、移転元の曼殊院門跡が無住となる事を避けるために、曼殊院宮も兼ねる事となるが、その際には朝廷からあ

くまで曼殊院宮を預かるのであって、兼帯ではない事を強調されている。これは形式上兼帯としつつも実質的に輪王寺宮の支配下にある毘沙門堂を強く意識したものであり、曼殊院宮を輪王寺宮の支配下に入る事を避けるための措置となっている。このように輪王寺宮は朝廷から既存の宮門跡秩序と異なる存在として意識されている面も存在し、一部では配慮される一方で、一部では区別され別個の扱いを受けるといふ、複雑で多面的な関係性を構築する事が輪王寺宮の最大の特徴と言える。

おわりに

本稿では以上のように輪王寺宮について『兼胤記』を通して分析を行ってきた。これは輪王寺宮の基礎的な研究が未だ不十分である事がその原因であり、本論文はそういった輪王寺宮を研究するための試行錯誤の一つとなっている。輪王寺宮は日光山のトップとして江戸時代に二百年もの間、存続し続けたにも関わらず、いまだ総論的な研究は行われていない。そのため、今

後もこのような研究活動を通して、輪王寺宮に関する基礎的な研究を充実させる事が輪王寺宮研究にはかせないのである。

注

- (一) 初めて輪王寺宮を本格的に扱った辻善之助『日本仏教史 近世編2』（岩波書店、一九五三年）や袖田善雄『幕藩権力と寺院・門跡』（思文閣史学叢書、二〇〇三）など
- (二) 輪王寺宮本人による日記史料が存在しないため、例えば輪王寺宮十三代全ての事跡が纏められているような、研究の軸となりえる史料が現状乏しい状況下におかれている。
- (三) 藤井徳行「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考察―輪王寺宮公現法親王をめぐって」手塚豊 編『近代日本史の新研究1』（北樹出版、一九八二年）や熊野秀一「公現法親王の奥羽越列藩同盟における役割について」（『大正大学大学院研究論集 三十七』二〇一三）など
- (四) 森田晃一「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」（『岐阜女子大学地域文化研究』第一五号、一九九八年）や菅野洋介「輪王寺宮の御成と浅草寺―浅草寺日記の分析を中心に」（『駒沢史学 九十七』二〇二二）など
- (五) 例えば袖田善雄は『幕藩権力と寺院・門跡』（思文閣史学叢書、

二〇〇三)にて比叡山の妙法院宮と輪王寺宮の比較を行い、いかに輪王寺宮が他の宮門跡より宗教権力上優越しているかを明らかにしている。

(六) なお『兼胤記』は正確には「公武御用日記」「八槐御記公武御用部」とも呼ばれる、「関東下向之記」「東行之日記」などの史料を原題としており、それらの史料を大日本近世史料として東京大学史料編纂所が収載・刊行したものととなっている。現在においては全十四巻が刊行されているが、内容としては明和三年(一七六六)までのものとなっており、未だに発刊作業が続けられている史料となっている。

(七) また『兼胤記』自体は日本史学研究で広く扱われる史料ではあるが、輪王寺宮の研究史料として扱われた事は少なく、新たな視点をもたらす研究史料となっている。

(八) 拙稿「公啓法親王からみる輪王寺宮の基礎研究・近世中期における宮門跡継承の変化」(成城大学常民文化研究会『常民文化四十六』二〇二三)

(九) 既に輪王寺宮以外の宮門跡においては四親王家(有栖川宮・桂宮・閑院宮・伏見宮)出身の宮門跡が大半を占めている。また、親王家から宮門跡が選出されるようになってもお皇子が足りず、移住させてでも輪王寺宮や比叡山の宮門跡秩序を維持しようとする動きが見られる。

(一〇) 閑院宮家は徳川家宣の奏請により成立し、家宣から家領が贈られている。また公啓法親王の妹である倫子女王は徳川家宣との婚約を結んでおり、徳川家と閑院宮家の関係性の深さが窺い知れる。

(一一) 「官位御定」については橋本政宣「寛延三年の「官位御定」をめぐって」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二号、一九九二年)、林大樹「宝暦事件後の朝廷…宝暦二二年の蔵人頭任免を中心に」(『学習院史学』第五十四号、二〇一六年)を参照。

(一二) この寛延三年の「官位御定」以前からいくつか官位に関する規定は存在するが、その大半は官位を授かるのに必要な年齢を規定するものであり、官位の授与の可否にまで事細かに言及しているのは寛延三年の「官位御定」が初めてであった。そのため家格や寺格を維持するために上位の官位の授与を狙っていた当時の世相に反する厳しい規定となっている。

(一三) 天皇の養子・猶子の要望が桃園天皇の皇子誕生まで保留される件については取り下げられておらず、養子・猶子の要望は後年に行うようにこれ以降退けられている。

(一四) 霊元天皇は男女合わせて実に三十五人もの子供がおり、霊元天皇以降は大幅に子供の人数が減少していく事から、門跡寺院における皇子不足の事情を伺い知れる。

(一五) 二条舎子は桜町上皇の皇太后であったために、上皇没後は朝

延内のご意見番として重要な立場に置かれていた。普段の政務は一条道香が執り行う一方で、寛延三年の「官位御定」においては二条舎子が最初に不審を発した事で朝廷内で再度議論されるなど、決して無視出来ない存在となっている。

- (二六) 圓照寺と林丘寺の両者においては圓照寺が比丘尼御所の第五位なのに対して林丘寺が第六位という序列の違いは存在するが、林丘寺宮の交渉がなされた時点で圓照寺宮の附弟の交渉もなされているような様子もなく、この時点では圓照寺や林丘寺より上位の比丘尼御所においても附弟が定められていないものが存在するため、上位の比丘尼御所の附弟を希望したと考えるには逆に有栖川宮がなぜ圓照寺附弟を受け入れたのか不明瞭になり、序列の違いを理由とするには現状では不十分であると考えられる。

- (二七) ただし輪王寺宮は公啓法親王が初めての親王家出身者であるのに対して、聖護院宮においては第三十三代聖護院宮である道承法親王が伏見宮邦永親王皇子である他、初代有栖川宮である好仁親王が一時的に入寺したりなど、親王家出身者である事が特別珍しいわけではない。

- (二八) なお同じ寺門派三門跡の中でも聖護院宮は熊野三山を統轄する熊野三山檢校が代々兼務しており、実相院よりも聖護院が優先された理由もこの熊野三山檢校を優先したためと考えられる。

- (一九) 三室とは比叡山の青蓮院宮、梶井宮、妙法院宮の三門跡寺院の事を指す。

- (二〇) ただし叡仁法親王は翌年には薨去しており、輪王寺宮や聖護院宮のような、隠居を前提とした附弟の決定とはまた異なった理由で附弟を定めている。

- (二一) 公遵法親王は既に公啓法親王を附弟に定めた後であり、後継問題もない中で快癒までの一連の報告がされている記述は他の宮門跡では見られない報告となっている。

参考文献

熊野秀一 二〇一三「公現法親王の奥羽越列藩同盟における役割について」『大正大学大学院研究論集 三十七』

菅野洋介 二〇二一「輪王寺宮の御成と浅草寺―浅草寺日記の分析を中心に」『駒沢史学 九十七』

菅野洋介 二〇二一「輪王寺宮の御成と浅草寺―浅草寺日記の分析を中心に」『駒沢史学 九十七』

を中心に」『駒沢史学 九十七』

仙田善雄 二〇〇三『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣史学叢書

知恩院御忌法務局 一九一一『華頂誌要』

辻善之助 一九五三『日本仏教史 近世編2』岩波書店

東京大学史料編纂所 編 一九九〇『大日本近世史料 廣橋兼胤公武』

御用日記 第一卷 東京大学出版会

御用日記 第二卷 東京大学出版会

御用日記 第三卷 東京大学出版会

御用日記 第四卷 東京大学出版会

御用日記 第五卷 東京大学出版会

御用日記 第六卷 東京大学出版会

御用日記 第七卷 東京大学出版会

御用日記 第八卷 東京大学出版会

御用日記 第九卷 東京大学出版会

御用日記』第三卷東京大学出版会

一九九七『大日本近世史料 廣橋兼胤公武

御用日記』第四卷東京大学出版会

一九九九『大日本近世史料 廣橋兼胤公武

御用日記』第五卷東京大学出版会

橋本政宣

一九九二「寛延三年の「官位御定」をめぐって」『東京大
学史料編纂所研究紀要』第二号

林大樹

二〇一六「宝暦事件後の朝廷…宝暦一二年の藏人頭任免
を中心に」『学習院史学』第五十四号

藤井德行

一九八一「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考
察―輪王寺宮公現法親王をめぐって」手塚豊編『近代日
本史の新研究1』北樹出版

森田晃一

一九九八「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」
『岐阜女子大学地域文化研究』第一五号

吉岡眞之、

藤井讓治、岩壁義光監修 二〇一八『有栖川宮実録』第七

巻ゆまに書房

